

監査制度について（追加提出資料）

監査委員の数

○ 監査委員の就任状況

(単位：団体)

	監査委員 (実数)	識見を有する 者	(内訳)									議員選出
			弁護士	公認会計士	税理士	農林水産業	商業	会社役員	当該地方 公共団体の OB	国・他の 地方公共 団体の 監査・検査 実務経験 者	その他 (無職を 含む)	
都道府県	190 (100.0%) -	98 (51.6%) (100.0%)	6 (3.2%) (6.1%)	13 (6.8%) (13.3%)	8 (4.2%) (8.2%)	0 (0.0%) (0.0%)	0 (0.0%) (0.0%)	10 (5.3%) (10.2%)	34 (17.9%) (34.7%)	3 (1.6%) (3.1%)	24 (12.6%) (24.5%)	92 (48.4%) -
市	1,954 (100.0%) -	1,060 (54.2%) (100.0%)	41 (2.1%) (3.9%)	94 (4.8%) (8.9%)	231 (11.8%) (21.8%)	16 (0.8%) (1.5%)	9 (0.5%) (0.8%)	82 (4.2%) (7.7%)	311 (15.9%) (29.3%)	24 (1.2%) (2.3%)	252 (12.9%) (23.8%)	894 (45.8%) -
町村	2,175 (100.0%) -	1,098 (50.5%) (100.0%)	5 (0.2%) (0.5%)	22 (1.0%) (2.0%)	67 (3.1%) (6.1%)	164 (7.5%) (14.9%)	47 (2.2%) (4.3%)	76 (3.5%) (6.9%)	234 (10.8%) (21.3%)	35 (1.6%) (3.2%)	448 (20.6%) (40.8%)	1,077 (49.5%) -
合計	4,319 (100.0%) -	2,256 (52.2%) (100.0%)	52 (1.2%) (2.3%)	129 (3.0%) (5.7%)	306 (7.1%) (13.6%)	180 (4.2%) (8.0%)	56 (1.3%) (2.5%)	168 (3.9%) (7.4%)	579 (13.4%) (25.7%)	62 (1.4%) (2.7%)	724 (16.8%) (32.1%)	2,063 (47.8%) -

※注1 平成19年4月1日現在の状況であり、速報値である。

※注2 各欄中段の括弧内の計数は、「監査委員(実数)」に占める構成比である。

※注3 各欄下欄の括弧内の計数は、「識見を有する者」に占める構成比である。

出典：総務省調べ

都道府県における議員選出委員の在任期間の状況

1年交代	2年交代	議員の任期	その他
30 (63.8%)	12 (25.5%)	2 (4.3%)	3 (6.4%)

※注1 平成11年から平成15年までの状況である。

※注2 議員選出の監査委員の任期を議員の任期としている団体は、愛媛県及び沖縄県である。

出典：第10回都道府県議会提要（全国都道府県議会議長会）

監査委員・事務局職員に対する研修等の実施状況

	監査委員に対する研修の実施状況（複数回答可）					
	独自に実施	国（自治大学 校等）・他の 地方公共団 体が主催す るものに 参加	全国・県単 位の研修団 体（市町村 アカデミー 等）	全国的な監 査関係の団 体が主催す るものに 参加	ブロック・県 単位の監査 関係の団 体が主催す るものに 参加	その他
都道府県	10	6	1	25	24	1
市区町村	118	97	156	881	1,501	65
合計	128	103	157	906	1,525	66

	監査委員事務局職員に対する研修の実施状況（複数回答可）					
	独自に実施	国（自治大学 校等）・他の 地方公共団 体が主催す るものに 参加	全国・県単 位の研修団 体（市町村 アカデミー 等）	全国的な監 査関係の団 体が主催す るものに 参加	ブロック・県 単位の監査 関係の団 体が主催す るものに 参加	その他
都道府県	35	41	27	44	34	9
市区町村	130	143	327	674	1,460	155
合計	165	184	354	718	1,494	164

※注 平成19年4月1日現在の状況であり、速報値である。

出典：総務省調べ

個別外部監査の具体例（台東区）

個別外部監査の種別	長の要求に係る個別外部監査
要求の内容	保育事業について
外部監査人の資格要件	公認会計士
補助者の数	3人（公認会計士1、会計士補2）
契約額	3,848,250円
契約期間	平成18年10月28日～平成19年2月8日
監査の概要	<p>台東区の一連の保育事業について、主に、次の観点から監査が行われたもの。</p> <ul style="list-style-type: none">① 事業の経済性の検証② 事業の効率性の検証③ 事業の有効性の検証④ 委託契約、入園審査の法規性の検証⑤ 受益者負担の合理性

個別外部監査の具体例（墨田区）

個別外部監査の種別	住民監査請求に係る個別外部監査
要求の内容	政務調査費について
外部監査人の資格要件	弁護士
補助者の数	3人（弁護士3）
契約額	3,600,000円
契約期間	平成19年 3月 8日 ~ 平成19年 4月20日
監査の概要	墨田区議会における政務調査費の用途について監査が行われたものであり、平成17年度に墨田区議会各会派に交付した政務調査費の一部について、目的外使用であると認められるので、区長に対し、当該目的外支出と認められる金額返還のために必要な措置を講ずることを勧告すべきであるとの監査結果が報告された。

個別外部監査の具体例（杉並区）

個別外部監査の種別	長の要求に係る個別外部監査
要求の内容	区営住宅・区民住宅等の住宅施策について
外部監査人の資格要件	公認会計士
補助者の数	3人（公認会計士2、会計士補1）
契約額	4,992,750円
契約期間	平成18年 7月 4日 ～ 平成18年 9月29日
監査の概要	<p>杉並区の区営住宅、区民住宅、高齢者住宅、高齢者専用居室提供事業（借上げ住宅）について次の事項を監査の視点として監査が行われたもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各住宅事業のコスト分析とその効率性、有効性 ② 入居資格、入居使用権の検証 ③ 住宅使用料の決定、徴収、滞納整理 ④ 明渡し請求の状況 ⑤ 住宅修繕費の積立 <p>また、意見として、指定管理者制度の活用、事務事業評価の検証、今後の住宅施策等について報告があったところ。</p>

個別外部監査の具体例（山梨県南アルプス市）

個別外部監査の種別	長の要求に係る個別外部監査
要求の内容	公の施設の指定管理者の出納事務等について
外部監査人の資格要件	公認会計士
補助者の数	—
契約額	500,000円
契約期間	平成18年 6月24日 ~ 平成18年10月31日
監査の概要	南アルプス市交流施設の指定管理者である者に関する会計事務・諸帳簿等、当該施設の管理に関する会計と別の業務に関する会計との区分、その他指定管理者が行う会計全般について監査が行われたもの。

個別外部監査の具体例（兵庫県三木市）

個別外部監査の種別	長の要求に係る個別外部監査
要求の内容	財政援助団体等の経営について
外部監査人の資格要件	公認会計士
補助者の数	—
契約額	3,000,000円
契約期間	平成18年10月 2日 ~ 平成18年11月27日
監査の概要	三木市が出資等をする三木鉄道株式会社の経営について監査が行われたもの。三木鉄道株式会社の経常損失の大幅な改善は非常に困難であり、今後大幅な運輸費用の増加が予想されるとの監査結果と併せて、三木鉄道株式会社の経営に関し、今後事業の継続は困難と予測されるので、三木鉄道株式会社の廃止も視野に入れて、代替輸送手段シフトを検討すべきであるとの意見が報告されたもの。

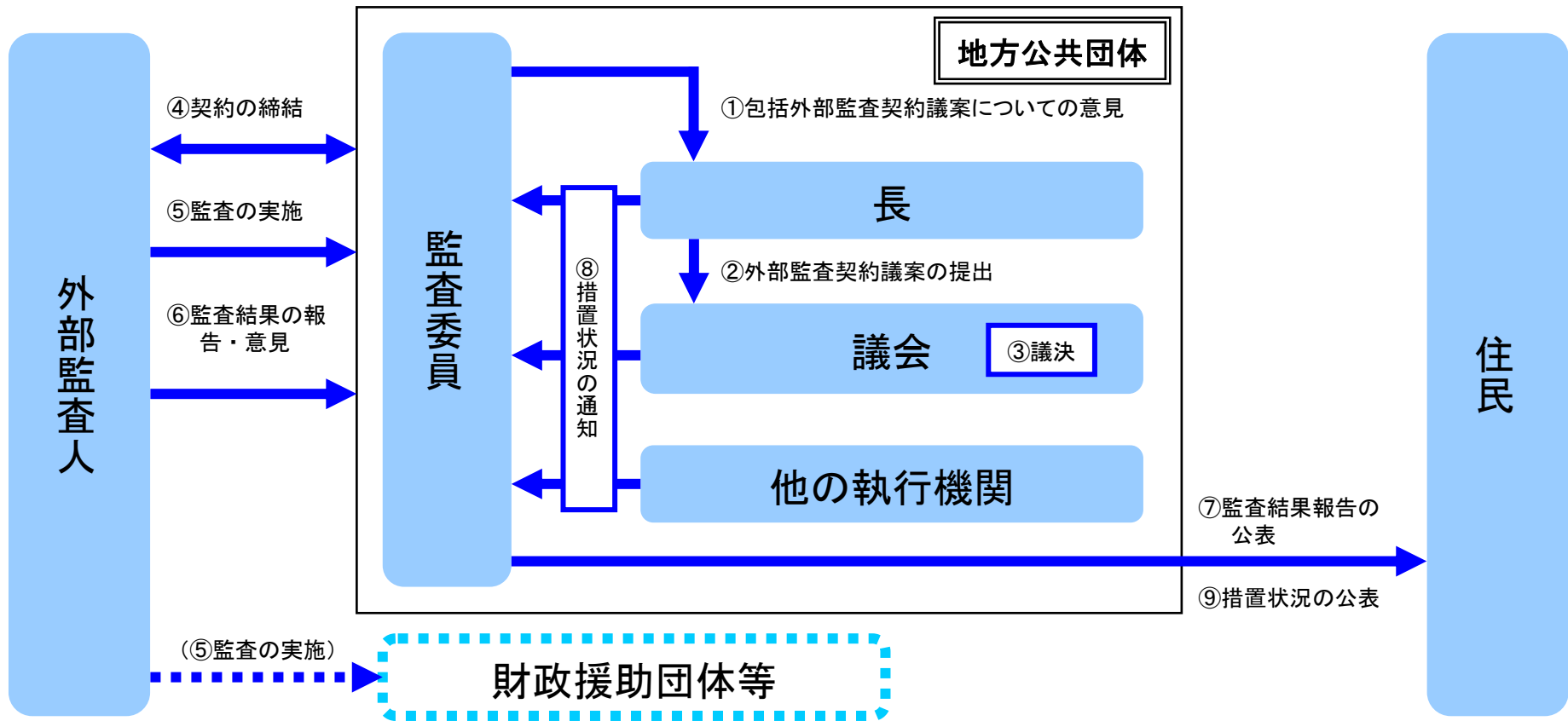
個別外部監査の具体例（熊本県阿蘇市）

個別外部監査の種別	長の要求に係る個別外部監査
要求の内容	財政援助団体等の財産管理等について
外部監査人の資格要件	公認会計士
補助者の数	4人（公認会計士3、弁護士1）
契約額	6,500,000円
契約期間	平成18年10月10日～平成18年12月12日
監査の概要	<p>阿蘇市（旧阿蘇町）が補助金等を交付していた阿蘇市地域振興公社について、当該公社の財産管理・出納等の事務、当該センターに交付された補助金等について次の観点から監査が行われたもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該公社からの財産（阿蘇給食センター）取得の経緯に関する事項 ② 旧阿蘇町の損失補償に基づき建設された阿蘇給食センターに関する事項 ③ 阿蘇給食センターを当該公社の資産に計上しなかったことの是非に関する事項 ④ 民間企業であるA社が阿蘇給食センターに参入したことの是非と負担金返還の適法性に関する事項 ⑤ 当該公社に支出した補助金に関する事項 ⑥ 当該公社に支出した管理運営費（人件費）負担金に関する事項 ⑦ 当該公社の管理運営及び会計処理の適合性に関する事項

包括外部監査

- 毎会計年度、外部監査人のイニシアティブによる監査を実施
- 都道府県・指定都市・中核市については契約の締結を義務付け
- その他の市町村は条例により任意に導入

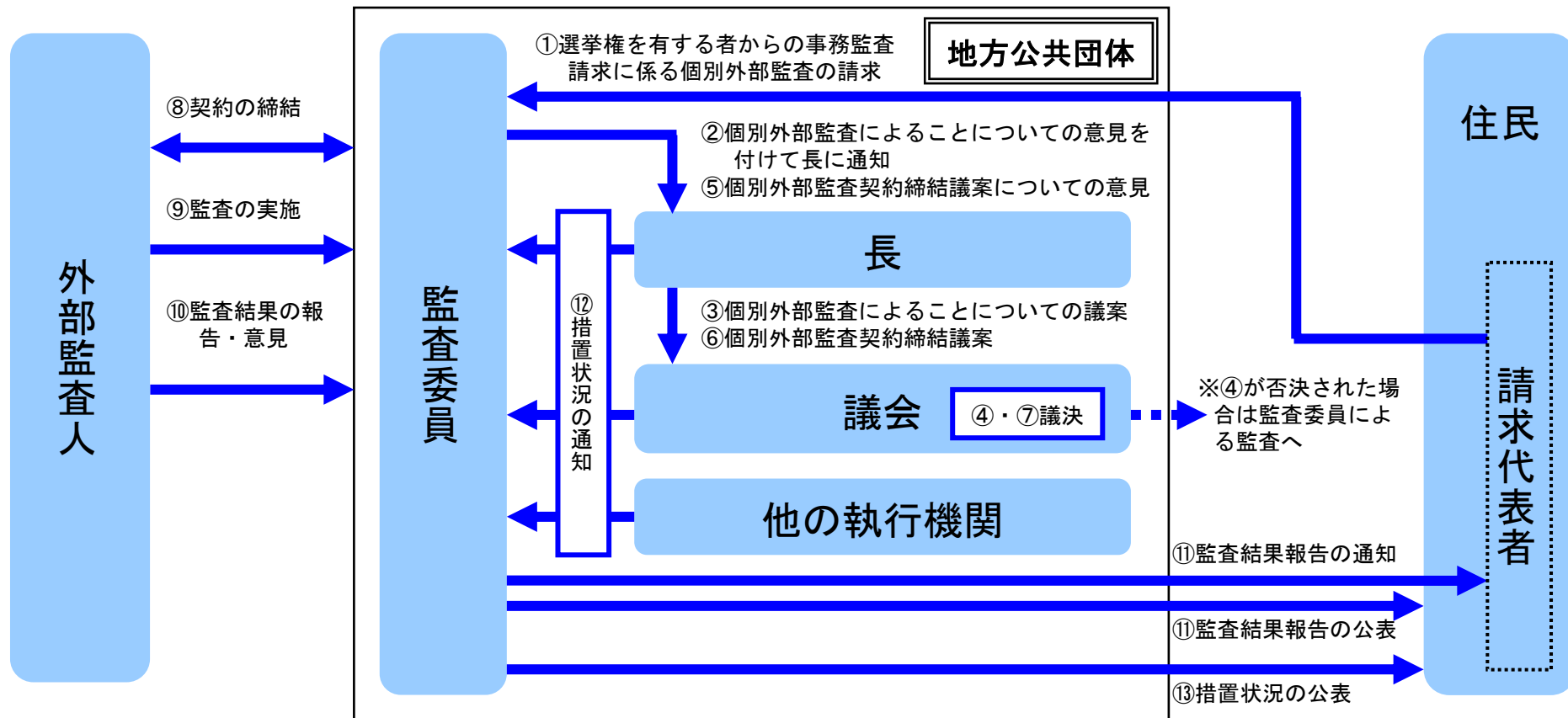
包括外部監査の流れ



個別外部監査（事務監査請求に基づくもの）

- 住民の50分の1の者による連署をもって監査委員の監査に代えて個別外部監査による監査の請求がある場合において、外部監査人による監査をすることが適当であるときに、外部監査人による監査を実施

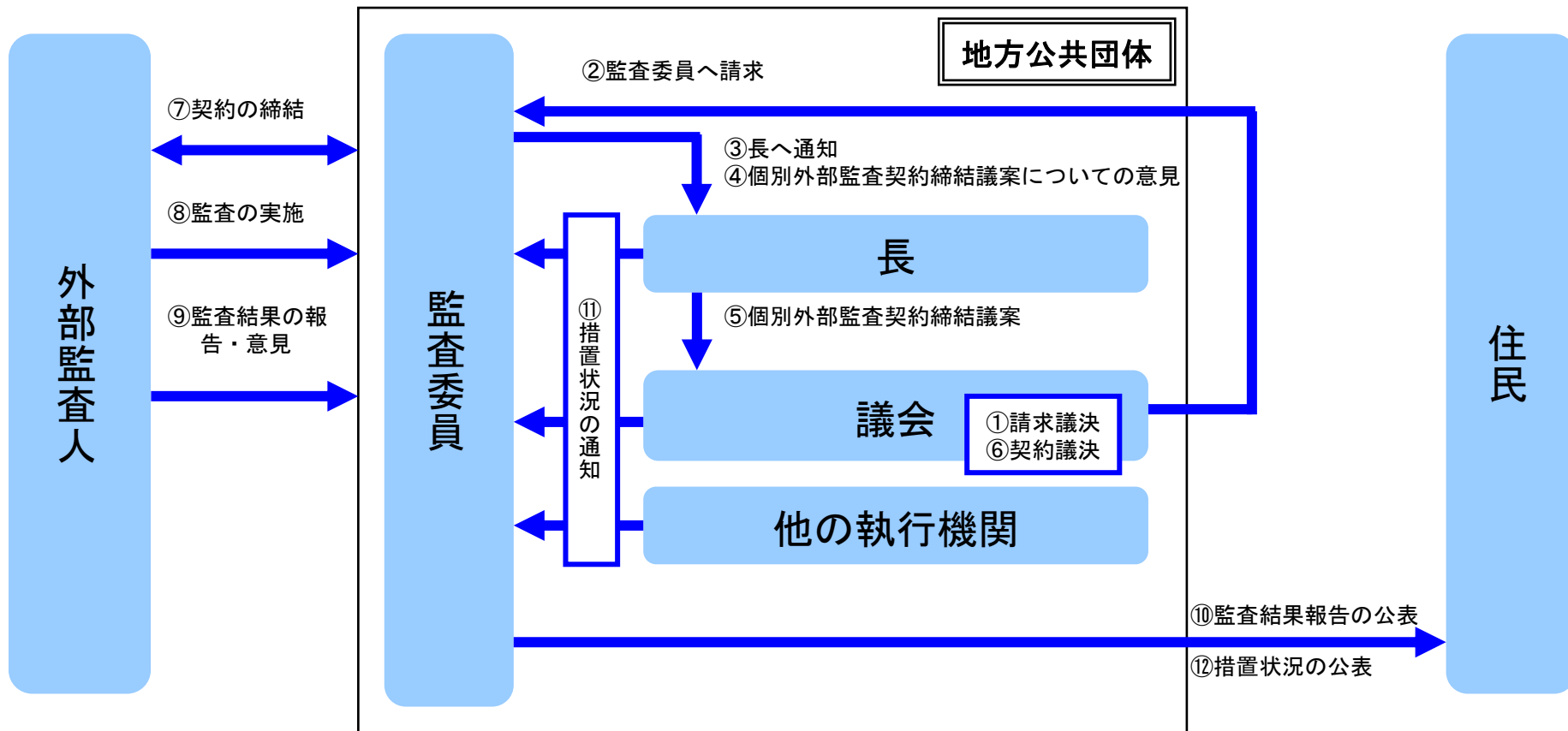
個別外部監査（事務監査請求）の流れ



個別外部監査（議会の請求に基づくもの）

- 議会からの個別外部監査による監査の請求に基づき、外部監査人による監査を実施

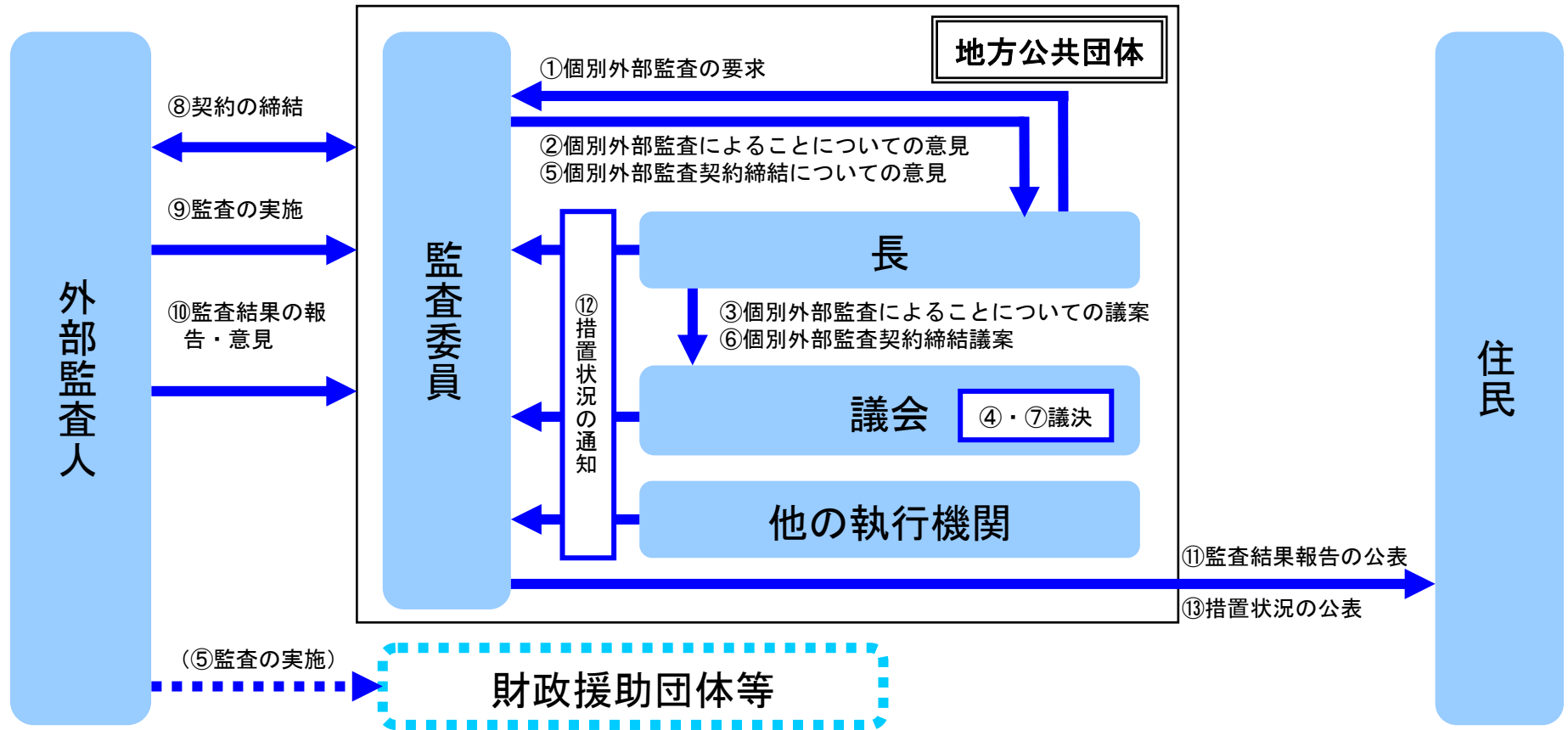
個別外部監査（議会請求）の流れ



個別外部監査（長の要求に基づくもの）

○ 長からの個別外部監査による監査の要求に基づき、外部監査人による監査を実施（財政援助団体等に対する長の要求に基づく個別外部監査も可）

個別外部監査（長の要求）の流れ



個別外部監査（住民監査請求に基づくもの）

- 住民監査請求において監査委員の監査に代えて個別外部監査による監査の要求がある場合において、外部監査人による監査をすることが適当であるときに、外部監査人による監査を実施

個別外部監査（住民監査請求）の流れ

